

<別紙1>

ショートステイえがお ご案内（重要事項説明書）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 ショートステイ えがお
- ・開設年月日 平成23年6月1日
- ・所在地 茨城県土浦市中村東2-21-1
- ・電話番号 029(869)9021 FAX番号 029(834)3520
- ・管理者名 渡邊 一生
- ・介護保険指定番号 (0870301959号)

(2) 事業所の目的

指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

【ショートステイえがおの運営方針】

- 1、当施設は、利用者が安心して生活できる環境を整え、利用者を中心とした明るく、暖かい介護サービスを提供し、利用者個々の能力を生かした自立支援に努める。
- 2、当施設は、市町村、介護福祉施設、医療機関等との連携を密にし、施設と家族が一体となった介護体制の確立を目指し、利用者が地域において統合的な介護サービスを受けられよう努める。

(3) 施設の職員体制

令和2年10月現在

- | | |
|---------------------|------|
| ・管理者 | 1名 |
| ・医師 | 1名 |
| ・看護職員 | 1名以上 |
| ・機能訓練指導員 (理学療法士) | 1名以上 |
| ・介護職員 | 8名以上 |
| ・生活相談員 | 1名以上 |
| ・栄養士 | 1名以上 |
| ・事務職員 | 1名以上 |

(4) 入所定員 25名

- ・療養室 個室5室、4人室5室

2. サービス内容

- ① 利用者の介護計画（ケアプラン）作成
- ② 食事の提供（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- ③ 入浴（一般浴槽のほか、介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の指導も必要に応じて行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただいております。

協力医療機関

| | |
|-----|------------------|
| 名 称 | 県南病院 |
| 住 所 | 茨城県土浦市大字中 1087-3 |
| 名 前 | 野上病院 |
| 住 所 | 茨城県土浦市東崎町 6-8 |
| 名 称 | たかぎ歯科 |
| 住 所 | 茨城県土浦市国分町 4-15 |
| 名 称 | のぎ歯科 |
| 住 所 | 茨城県土浦市中村南 1-1-16 |

4. 施設利用に当たっての留意事項と禁止事項

▽留意事項

- ・面会（面会者受付簿に記入して下さい）
- ・所持品、備品等の持込み
- ・外出、外泊（届出が必要です）
- ・金銭、貴重品の管理
- ・外出、外泊時に施設外での医療機関の受診
- ・施設内設備、備品の利用

▽禁止事項

- ・飲酒、喫煙
- ・ペットの持込み
- ・火気の取扱い
- ・物品の販売
- ・宗教活動
- ・その他施設運営を及ぼす行動

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報装置
- ・防災訓練 年2回の総合訓練

6. 要望又は苦情の申出

提供した短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとします。

当施設の要望又は苦情等は下記の担当に申し出る事が出来ます。

苦情窓口 : 管理者 渡邊 一生

受付時間 : 月曜日～土曜日 午前9時～午後17時

※要望又は苦情の記録用紙の保存期間は5年とします。

行政機関 その他苦情受付期間

茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室

TEL : 029-301-1565

土浦市役所 高齢福祉課

TEL : 029-826-1111

阿見町役場 保健福祉部高齢福祉課

TEL : 029-888-1111

美浦村役場 福祉介護課

TEL : 029-885-0340

つくば市役所 高齢福祉課

TEL : 029-883-1111

牛久市役所 高齢福祉課

TEL : 029873-2111

第三者評価の実施状況 なし

7. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- ① 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ② ①のほか、当施設は当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

8. 損害賠償

- ① 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
 - ② 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。
- ※ 処遇上、不可抗力による転倒・転落等、その他の事故が発生した場合、施設は負担を負えません。